

国民年金保険料を納めることが困難なときは… ～保険料の免除・納付猶予制度があります～

保険料を納めることが経済的に難しいときは、申請によって保険料の納付が免除・猶予される制度があります。保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合がありますので、お早めに申請をしましょう。

保険料免除制度

申請者本人、その配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合には、申請により保険料納付が全額免除または一部免除(4分の3、2分の1、4分の1)になります。

また、失業した場合は、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなどを添付すれば前年の所得に関係なく審査される特例もあります。

○免除期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に入り、一部が年金額に反映されます。

納付猶予制度

50歳未満の申請者本人とその配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、保険料納付が猶予されます。保険料免除制度同様、失業特例を使うこともできます。

～令和2年度の保険料免除・納付猶予申請の受付が7月から始まりました～

免除・納付猶予の承認期間は7月(または国民年金加入月)から翌年6月までです。

学生納付特例制度

学生の方は、本人の所得が一定額以下の場合に在学中の保険料納付が猶予されます。

学生納付特例の承認期間は4月(または国民年金加入月)から翌年3月までです。

○納付猶予・学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に入りますが、年金額に反映されません。

申請に必要なもの

- ・個人番号カードまたは個人番号通知カード ・本人確認のできる証明書(免許証等)
- ・年金手帳 ・印かん
- ・失業を理由とするときは、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピー
- ・学生納付特例申請は、学生証のコピー(有効期限が裏面にある場合は必ず両面をコピー)または在学証明書

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例免除申請が可能となりました。

対象となる方

以下、いずれも該当する方が対象になります。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した方。
2. 令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込み額が、国民年金保険料の免除または学生納付特例の基準相当になることが見込まれる方

免除対象期間

令和2年2月分から令和3年6月分まで(学生納付特例は令和3年3月分まで)

※将来受給する年金額を増やすには、保険料免除や納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間の保険料を後から納める(追納する)必要があります(10年以内)。

保険料免除・納付猶予・学生納付特例は前年の所得を基準としていますので、所得の申告がないと審査できない場合があります。毎年の所得の申告は忘れずに行ってください。